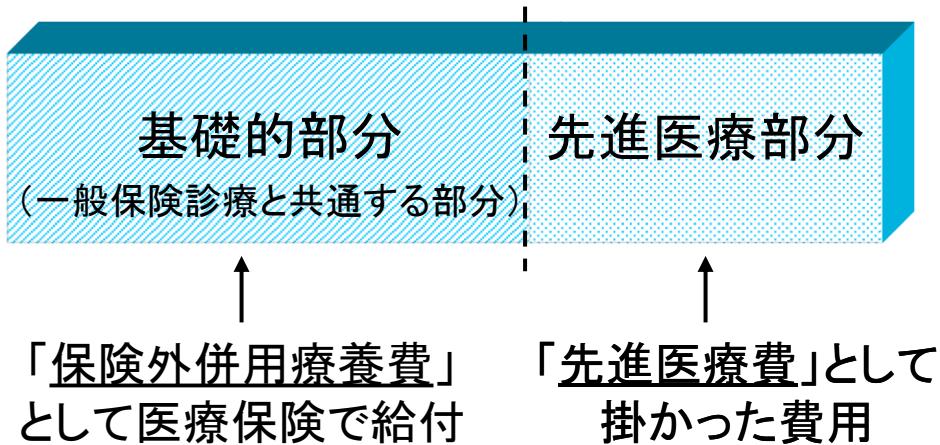


先進医療における保険外併用療養費について



【例】総医療費が100万円、うち先進医療に係る費用が20万円だったケース

- 一般保険診療と共通する部分(診察、検査、投薬、入院料等)80万円は、医療保険として給付される。

保険給付分=80万円(10割)

患者負担が3割の場合、

- 7割にあたる56万円が各健康保険制度から給付。
- 3割にあたる24万円が患者の一部負担金。

- 先進医療に係る費用20万円は、全額を患者が負担。

一般保険診療と 共通する部分 (保険給付分)	I. 保険者負担分=56万円
	II. 患者の一部負担金=24万円
III. 先進医療部分	= 20万円

IV. 全体
100万円



Iの額を様式第1号別添の保険外併用療養費分①の欄に、

IIの額を様式第1号別添の保険外併用療養費に係る一部負担金②の欄に、

IIIの額を様式第1号別添の先進医療費用③又は④の欄に、

IVの額を様式第1号別添の総合計(①+②+③+④)の欄に記入すること。